

令和7年度 児童養護施設の子どもたちの夢ふれあい交流事業 企画提案募集要項

1 業務の目的

児童養護施設の子どもたちの多くは施設退所後就職を選択しており、大学進学率は、高校卒業者全体と比較して、低い状況にある。その理由として、周囲に大学進学モデルがなかったことから、早い段階で大学進学を選択しないことがあげられる。

そのため、児童養護施設の子どもたちが日常生活を離れて大学生とふれあう中で、大学生モデルを知り、将来の選択を広げる機会として、自然体験活動を通じた交流事業を実施する。

2 業務委託の対象者

企画提案プロポーザルに応募できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による県の一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

カ 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業概要

(1) 委託内容

別添仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(3) 事業費

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 応募

(1) 応募期間

令和7年5月21日（水）～令和7年6月6日（金）までの間（土・日・祝日除く）の各日
午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

応募図書は、持参もしくは郵送とすること。提出にあたっては、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年6月6日（金）午後5時までに事務局に到着するよう提出すること。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部

(4) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 21 日（水）から令和 7 年 5 月 28 日（水）までの間（土・日・祝日除く）の各日
午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

※提出後、電話により到着を確認すること。

ウ 質問に対する回答

令和 7 年 6 月 3 日（火）までに質問者に回答する。

(5) 応募図書

ア 応募申請書（様式第 1 号）

イ 提案者概要（様式第 2 号）

ウ 企画提案書（様式任意・A 4 縦片面印刷 4 枚以内）

エ 実施体制計画書（様式第 3 号）

オ 経費積算見積書（様式第 4 号）

カ その他提案内容を説明する書類（様式任意・A 4 片面印刷）

キ 添付資料

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 納税証明書（2 種類：提出の日において発行から 3 か月以内のもの。副本には写しを添付）

① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その 3 の 2」もしくは「その 3 の 3」）

② 兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※兵庫県税について、課税実績がない場合は誓約書（様式第 5 号）

(6) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、本審査のみに使用し、応募者には返却しない。

5 審査

(1) 審査方法

企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）を設置し、以下のア～エの項目について審査のうえ、優秀な提案を行った応募者を業務を委託する者として選定する。

なお、必要に応じて、ヒアリングを行うことがある。（ヒアリングを行う場合の日時等については、別途応募者に連絡する。）

ア 信頼性

- ・ 事業の趣旨・目的を理解しているか
- ・ 適切な支援を行える高いスキルを持った人材が確保されているか
- ・ 関係機関と適切に連携・調整を行う機能を有しているか

イ 実行性

- ・円滑かつ適切に実施できる体制が整っているか
- ・これまでの活動実績を十分に活用することが見込まれるか
- ・事業実施に向けて、現実的なスケジュールとなっているか

ウ 創造性・独自性

事業実施の工夫や提案等がなされているか

エ 効率性

事業の実施にあたって、より効果の高い方法を用いているか

(2) 審査結果通知

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。なお、審査の経過についての問い合わせには応じられない。

(3) 失格

直接または間接に公平な審査に支障を来した場合、失格とすることがある。

6 業務内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定された者（以下「委託事業候補者」という。）と応募図書の内容や審査結果等をもとに、協議の上で詳細を決定し、委託契約書により契約を締結する。その際、事業参加者が予定人数に達しなかった場合等による委託内容の変更やこれに伴う委託料の減額がありうる。
- (2) 委託事業候補者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 審査結果の通知後契約締結までの間に、委託事業候補者が入札参加者資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 委託事業候補者は、委託業務の実施に関して、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うものとする。

7 事務局

兵庫県福祉部児童家庭課 児童福祉班 山本・春名

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：078-362-3198 ファックス：078-362-0061

E-mail：jidokatei@pref.hyogo.lg.jp